

事務連絡  
令和4年1月11日

各 都道府県  
市区町村 障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

障害者支援施設等を含む高齢者施設等の従事者等に対する  
集中的実施計画の実施方針等について

障害者支援施設等を含む高齢者施設等の従事者等に対する検査に関しては、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の10月以降の実施方針について」（令和3年10月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域における集中的実施計画の実施方針については、当該区域の設定時に、改めてお示しすることとしていたところです。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、まん延防止等重点措置区域として、広島県、山口県及び沖縄県が指定されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年1月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域に指定された都道府県等は、「集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う」こととされました。

これを踏まえ、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」（令和4年1月7日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）が発出されました。

つきましては、各自治体におかれましては、別添の内容について御了知いただくとともに、管内の関係団体等へ周知いただきますようお願いいたします。